



社援地発 0826 第 2 号
年管管発 0826 第 2 号
令和 7 年 8 月 26 日

全国民生委員児童委員連合会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度における年金生活者支援給付金の支給に関する対応について
(協力依頼)

厚生労働行政の推進につきまして、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給事務^{※1}を行う日本年金機構（以下「機構」という。）では、令和 7 年度に新たに給付金の支給対象となる方に対して、給付金請求書（はがき型）（別添 1）を送付することとしております（すでに給付金を受給している方については新たな手続は不要）。具体的には、主として以下の区分に応じて関係書類が送付されます。

- ・ 令和 7 年 4 月 1 日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方（以下「給付金請求書（はがき型）対象者」という。）に対しては、機構から、令和 7 年 9 月 1 日以降順次、給付金請求書（はがき型）^{※2}を、年金関係の通知を送りしている住所へ送付します。
- ・ 65 歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方（以下「老齢基礎年金新規請求者」という。）に対しては、機構から、65 歳の誕生月の約 3 カ月前に、A 4 サイズの給付金請求書（以下「給付金請求書」という。）が、年金請求書と同封して送付されます。
- ・ 障害基礎年金又は遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、その方からの請求により機構から年金請求書にあわせて給付金請求書が送付されます。

- その他の方（例：特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合（私学事業団を含む。以下同じ。）へ基礎年金を請求する方^{※3}等）に対しては、受給する年金に応じた給付金の案内等が送付されます。

※1 給付金は毎年、前年の所得等に基づく支給判定を行い、当該支給判定に基づく支給対象期間は、10月から翌年9月までです。

※2 給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼って郵便ポストへ投函することにより請求手続を行っていただきます。

※3 以下のような場合が該当します。

- 共済組合のみに加入していた方が老齢基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- 共済組合に加入している期間中に初診日がある方が当該病気やケガにより障害基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- 共済組合の加入者であった方が亡くなった場合に、加入者の遺族が遺族基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

これらを受けて、給付金請求書（はがき型）対象者、老齢基礎年金新規請求者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の新規請求者等（以下「給付金請求書（はがき型）対象者等」という。）は、それぞれ給付金請求書（はがき型）又は給付金請求書（以下「給付金請求書（はがき型）等」という。）を機構に提出する必要がありますが、その際、御自身だけでは手続が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃる想定されます。

つきましては、日常の民生委員活動の中で、給付金請求手続に関して、可能な範囲での御協力をいただく等、格別の御配慮をお願いいたします。

想定される具体的な対応は下記のとおりですが、市町村行政担当者や各種相談支援機関とも連携いただき、御対応くださいますよう、各都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会等へ周知方よろしく願いいたします。

記

1 給付金請求書（はがき型）等が届いたことを確認した場合の対応

民生委員としての訪問活動や相談対応において、給付金請求書（はがき型）対象者等に対して給付金請求書（はがき型）等が封入された封筒（別添2）が届いていることを確認した場合は、

- ① 封筒の中身が、給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身

で内容を十分に御確認いただく必要があること

- ② 給付金を受け取るためには同封されている給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函していただく必要があること、また、給付金請求書（はがき型）についてはなるべく記載の締切日までに届くよう御提出いただきたいこと
 - ③ 御不明点等については、「給付金専用ダイヤル」又はお近くの年金事務所に御相談いただきたいこと
- をお伝えいただく等、可能な範囲での御協力をお願いいたします。

なお、給付金請求書（はがき型）については、記載の締切日までにご提出いただけなかった場合もお手続きは可能ですが、令和8年1月5日までに届くよう御提出いただけなかった場合、給付金は令和8年2月分以降からのお支払いとなり、令和7年10月分から令和8年1月分までの給付金を受け取ることが出来ませんので、その点に御留意いただき、早期にお手続されるようお願いください。

2 御自身による確認等が困難な場合の対応

給付金請求書（はがき型）対象者等が御自身にて給付金請求書（はがき型）等を確認することが困難といった事情がある場合は、民生委員等から、御家族、身元引受人又は後見人等に対して、給付金請求書（はがき型）等の確認を依頼していただくよう、可能な範囲での御協力をお願いいたします。

なお、給付金請求書（はがき型）等の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。

3. 管轄の年金事務所との連携

御不明点がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

（参考）

年金生活者支援給付金制度の概要等については、以下の厚生労働省ホームページも御参照願います。

<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>

別添 1：給付金請求書（はがき型）

別添 2：給付金請求書（はがき型）送付用封筒

参考資料：給付金請求書（はがき型）同封リーフレット

年金生活者支援給付金請求書（ハガキ形式）送付用封筒

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵便

あなたは「年金生活者支援給付金」
を受け取ることができます。必ず
開封して内容をご確認いただき、
請求してください。

給付金手続関係書類 在中



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

△ 開封前に、もう一度あて名をご確認ください。

他人あての郵便物が届いた場合は、お手数をおかけしますが、開封せずに
郵便物の表面に「誤配達」と記入して、郵便ポストに投函してください。

年金生活者支援給付金の請求手続きは「**電子申請**」がご利用いただけます。
電子申請の方法等については、この封筒に入っているリーフレットをご覧ください。
また、日本年金機構のホームページでは、電子申請のご利用方法の説明動画やQ&A等
を公開しています。以下のURLまたは二次元コードからご利用ください。

年金生活者支援給付金 電子申請



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_shohenkou.html



※ このマークは、音声コードです。
このお知らせの内容を音声で聞くことができます。

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

(令和7年10月改定版)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- 年金生活者支援給付金を受け取るには、「年金生活者支援給付金請求書」の提出が必要です。
- 年金生活者支援給付金の支給要件や給付額等については、次ページ以降をご覧ください。

年金生活者支援給付金を受け取るまでの流れ

- ① 「年金生活者支援給付金請求書」に氏名などを記入してお近くの**年金事務所**に提出（郵送による提出も可能です）

※ これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。



- ② 支給要件に該当した場合は、日本年金機構から「支給決定通知書」が到着

※ 支給要件に該当しなかった場合は、「不該当通知書」を送付します。



- ③ お支払い月の上旬に、日本年金機構から「振込通知書」が到着



- ④ 年金と同じ口座で年金生活者支援給付金を受け取り

※ 原則、偶数月の15日に、その前月までの2カ月分を年金とは別途お支払いします。例えば、4月には、2月分および3月分の年金生活者支援給付金をお支払いします。なお、15日が土日または祝日の際は、その直前の金融機関の営業日にお支払いします。

ご注意ください

原則、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますので、お早めに手続きをお願いします。

老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金の概要

○ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上※¹で、老齢基礎年金※²を受けている
- ② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が以下のとおりである※³

- 昭和31年4月2日以後生まれの方
 - ・ 老齢年金生活者支援給付金…809,000円以下
 - ・ 補足的な老齢年金生活者支援給付金…809,000円を超え909,000円以下
- 昭和31年4月1日以前生まれの方
 - ・ 老齢年金生活者支援給付金…806,700円以下
 - ・ 補足的な老齢年金生活者支援給付金…806,700円を超え906,700円以下

※¹ 請求書は、65歳になる誕生日の前日以降にご提出ください。

※² 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※³ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

○ 給付額

・ 老齢年金生活者支援給付金（次の①と②の合計額となります。）

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝ 5,450円 × 保険料納付済期間 / 480月

② 保険料免除期間に基づく額（月額）＝ 11,551円※ × 保険料免除期間 / 480月

※ 保険料免除期間に乗じる金額は、毎年度の老齢基礎年金の改定に応じて変動します。

・ 昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,551円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,775円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

・ 昭和31年4月1日以前生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,518円、保険料1/4免除期間は5,759円となります。

・ 補足的な老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間に基づく額（月額）に調整支給率を乗じて得た金額となります。

5,450円 × 保険料納付済期間 / 480月 × 調整支給率※

※ 昭和31年4月2日以後生まれの方：（909,000円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷ 100,000円

昭和31年4月1日以前生まれの方：（906,700円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷ 100,000円

給付額計算の例【老齢年金生活者支援給付金（昭和31年4月2日以後生まれの方の場合）】

○ 納付済月数が240ヵ月、全額免除月数が60ヵ月、1/4免除期間が30ヵ月の場合

① $5,450円 \times 240 / 480月 = 2,725円$

② $11,551円 \times 60 / 480月 = 1,444円$

③ $5,775円 \times 30 / 480月 = 361円$

<合計> ① 2,725円 + ② 1,444円 + ③ 361円 = 4,530円（月額）

給付額の算出方法についての注意事項

・ 昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日に応じて480月を短縮します。

・ 保険料納付済期間および各保険料免除期間に基づく額の計算結果に50銭未満の端数が生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げます。

障害年金生活者支援給付金の概要

○ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金※¹を受けている
 - ② 前年の所得※²が「4,794,000円＋扶養親族の数×38万円※³」以下である
- ※¹ 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
※² 障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
※³ 同生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

○ 給付額

・ 障害等級が1級の方： **6,813円（月額）** ・ 障害等級が2級の方： **5,450円（月額）**

遺族年金生活者支援給付金の概要

○ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けている
 - ② 前年の所得※¹が「4,794,000円＋扶養親族の数×38万円※²」以下である
- ※¹ 遺族年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
※² 同生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

○ 給付額

・ **5,450円（月額）**

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,450円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

（計算結果に50銭未満の端数が生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げます。）

留意事項

○ 請求手続きについて

・ 市町村から提供を受ける所得情報等により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定しますので、原則、添付書類は必要ありません。

※ 所得情報等を確認できない場合など、添付書類の提出をお願いする場合があります。

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。

・ 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

○ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 年金が全額支給停止のとき
- ③ 刑事施設等に拘禁されているとき

なお、上記の①または③に該当した場合は必ず届出が必要となりますので、『給付金専用ダイヤル』または年金事務所にご相談ください。

○ 世帯構成が変更になった場合等

所得等の要件により不該当となった方でも、世帯構成の変更や所得額の更正等により支給要件に該当した場合は、改めて年金生活者支援給付金請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受け取ることができますので、お早めにご相談ください。

○ 年金生活者支援給付金の支給対象期間について

年金生活者支援給付金は、1年ごとに前年の所得情報等に基づき継続支給の判定が行われます。

継続支給の判定結果は、毎年10月分（12月支払）から1年間反映されます。

年金生活者支援給付金相談チャット等でのお問い合わせ

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「**年金生活者支援給付金相談チャット**」を開設しています。

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>



- 年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種手続き等について、「**日本年金機構ホームページ**」でもご案内しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shienkyufukin-sougou.html>



年金生活者支援給付金の一般的なお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ



0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。

ナビダイヤル® 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号からおかけになる場合 (東京) **03-5539-2216**

受付時間	月 曜 日※1	8:30～19:00
	火～金曜日	8:30～17:15
	第2土曜日※2	9:30～16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。**

<おかけ間違いにご注意ください>

○ 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。

○ 「0570」の前に市外局番をつけないでください。

<代理の方がおかけになる場合>

○ 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。

○ お電話の際はご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。

○ マイナンバーでのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

○ お電話がつながりやすい時期

- ▶ 週の後半
- ▶ 月の後半
- ▶ 第2土曜日

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度